

公益社団法人医療・病院管理研究協会役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人医療・病院管理研究協会（以下「本協会」という。）の定款第29条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第23条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本協会を主たる勤務場所とし、週4日以上本協会の業務に従事する役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称を問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 本協会は、常勤役員及び非常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員は日額とする。
- 3 役員には、役員賞与及び役員退職手当を支給しない。
- 4 役員報酬の支給方法については、職員給与規定に準ずる。

(報酬の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬月額とは別表1の常勤役員俸給表に基づき、理事は理事会の承認により定め、監事は監事同士の協議により定める。

- 2 非常勤役員の報酬日額は、別表2に基づき支給する。

(費用)

第5条 役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

- 2 常勤役員については、その通勤の実態に応じて通勤手当を支給できるものとし、その計算方法は職員給与規定に準ずる。

(公表)

第6条 この規程は、本協会における認定法第20条第1項に定める報酬等の基準として定めるものであり、これを公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は総会の決議を経て行うものとする。

(その他の事項)

第8条 この規程の実施に関する必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

附則

1 この規程は、本協会の設立登記の日から施行する。

別表1 常勤役員俸給表 (単位：円)

号俸	月額
1	100,000
2	120,000
3	140,000
4	160,000
5	180,000
6	200,000
7	220,000
8	240,000
9	260,000
10	280,000

別表2 非常勤役員俸給表 (単位：円)

日額	15,000
----	--------